

[事案 23-197] 満期保険金支払請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

契約締結の際、募集人から、虚偽の説明を受けたとして、設計書記載の運用実績にて計算された満期保険金額の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 9 月に、募集人から、運用が良ければ増えていくもので、基本保険金額を下回ることはないなどと説明を受け、15 年満期の変額保険に加入した。よって、設計書記載の満期保険金額、ないし、少なくとも運用実績 0%にて計算された金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 契約締結に際しては、募集人は満期保険金額が確定したものであるとの説明は行っていない。
- (2) 申立人は、契約締結後、保険料繰入比率変更・積立金移転を行っており、また、当社は、申立人に対して、契約内容を説明する文書を毎年送付していたので、申立人は、運用実績に応じて積立金が基本保険金額を下回ることを確認できていた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、満期保険金額が基本保険金額を下回ることはないと錯誤（民法 95 条）していた旨主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 本契約は複雑な内容の契約であり、募集人は変額保険設計書等の書面に従わなくては、契約内容の説明をすることは困難であるから、設計書に従って説明がなされたものと認められる。
- (2) 設計書および約款にて、運用実績に応じて保険金額が変動し、満期保険金額が基本保険金額を下回ることがある旨が明記されている。なお、運用実績例表には、運用実績が 0%、4.5%、7.0%のときの推移の例が記載されているが、これは、運用実績 0%のときの満期時解約返戻金を保証したものではない。
- (3) 申立人は積立金移転及び繰入比率の変更手続きを行っており、その時点で、本契約が特別勘定の運用実績に基づき保険金額が増減する保険契約であることを理解していた。
- (4) 以上より、契約締結の際、申立人が、満期保険金額が保証されているものと錯誤していたと認めることは困難である。仮に、申立人に錯誤があったとしても、設計書の記載に従った説明がなされていることからすれば、重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から契約の無効を主張することはできない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。